

理事選任に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款の規定に基づき、理事選任に関し必要な事項について定める。

(理事の選任)

第2条 理事は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般社団法人日本集中治療医学会の現職の理事長
- (2) 一般社団法人日本集中治療医学会の現職の財務担当理事
- (3) その他、理事候補者としての資格を有する者

(理事候補者の資格)

第3条 前条第3号で定める理事候補者とは、下記のいずれかの資格を有する者とする

- (1) 一般社団法人日本集中治療医学会の現職の常務理事であること
- (2) 理事会が適当と認めた者

(改定)

第4条 この細則は理事会の議により改定することができる。

附則

この細則は、2024年10月28日から施行する。

この改定は、2024年12月18日から施行する。